

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
14	予防接種関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

笛吹市は、予防接種関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

予防接種関係事務では、事務の一部を外部業者に委託しているため、個人情報の保護及び取り扱いに関する内容を契約に含めている。

評価実施機関名

笛吹市長

公表日

令和7年2月28日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	予防接種関係事務
②事務の概要	①予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収に関する事務を行う。当該事務における特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用する。 イ. 予防接種法による対象者の把握 ロ. 給付の審査・支給事務 ハ. 予防接種健康被害救済制度関係事務 手続き対象者等への通知は、現行の郵送等以外に、マイナポータルのお知らせ機能による通知も利用する。 ②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論理的に区分された本市の領域において保管する。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止により、令和6年10月1日以降、市町村はワクチン接種記録システム(VRS)にアクセスすることはできない。 ・予防接種の実施後に、接種者からの申請に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種証明書の交付を行う。
③システムの名称	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名システム、宛名システム、サービス検索・電子申請機能
2. 特定個人情報ファイル名	
予防接種ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	番号法第9条第1項(別表第一10の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(第5号)第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	(情報照会の根拠) 番号法第19条8号(別表第二16の2・17・18・19の項) 番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(第7号)第12条の2、第12条の3、第13条、第13条の2
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部 健康づくり課、子供すこやか部 子育て支援課
②所属長の役職名	健康づくり課長、子育て支援課長
6. 他の評価実施機関	
-	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒406-8510 山梨県笛吹市石和町市部777番地 笛吹市役所総務部総務課 Tel.055(262)4111
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒406-0031 山梨県笛吹市石和町市部800番地 笛吹市役所 保健福祉部 健康づくり課 Tel.055(262)4111 笛吹市役所 子供すこやか部 子育て支援課 Tel.055(262)4111
9. 規則第9条第2項の適用	[]適用した

適用した理由	
--------	--

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	[1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和7年1月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生あり] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書及び重点項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) [O]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		
	[]	人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	特定個人情報の入手から保管・廃棄までのプロセスで、人手が介在する局面ごとに人的ミスが発生するリスクへの対策を講じている。	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成30年4月1日	1.特定個人情報ファイルを取 扱い事務②事務の概要	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、 予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①予防接種法による対象者の把握 ②給付の審査・支給事務 ③予防接種健康被害救済制度関係事務 手続き対象者等への通知は、原稿の郵送等以 外に、マイナーポータルのお知らせ機能による 通知も利用する	予防接種法(昭和23年法律第68号)に基づき、 予防接種の実施、給付の支給又は実費の徴収 に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、以下の場合に使用 する。 ①予防接種法による対象者の把握 ②給付の審査・支給事務 ③予防接種健康被害救済制度関係事務 手続き対象者等への通知は、現行の郵送等以 外に、マイナーポータルのお知らせ機能による 通知も利用する	事後	時点修正
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当 部署 ②所属長	健康づくり課長 石倉吉男	健康づくり課長 秋山 公代	事後	時点修正
平成31年4月1日	評価実施機関における担当部 署	健康づくり課長 秋山 公代	健康づくり課長	事後	時点修正
平成31年4月1日	情報提供ネットワークシステム による情報連携	(情報照会の特例) 個人番号法第19条7号(別表第二17・18・19の 個人番号法第19条7号)	(情報照会の特例) 番号法第19条7号	事後	記載項目変更
平成31年4月1日	IV リスク対策	—	新たに追加(新様式への変更)	事後	リスク対策に係る評価項目の 新設
令和3年9月1日	1.特定個人情報ファイルを取 扱い事務②事務の概要	—	②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予 防接種対象者及び発行した接種券の登録を行 う。予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を 行う。予防接種の実施後に、接種者からの申請 に基づき、新型コロナウイルス感染症予防接種 証明書の交付を行う。	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る項目追加
令和3年9月1日	1.特定個人情報ファイルを取 扱い事務③システムの名称	—	サービス探索・電子申請機能、ワクチン接種記 録システム(VRS)	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る項目追加
令和3年9月1日	3個人番号の利用 法令上の 根拠	—	・番号法第19条第15号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務における ワクチン接種記録システムを用いた情報提供・ 照会のみ) ・番号法第19条第5号(委託先への提供)	事後	新型コロナウイルス感染症対 策に係る項目追加
令和3年12月1日	②事務の概要	②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務	②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務	事後	記載項目変更
令和5年6月15日	I-5 評価実施機関における 担当部署	保健福祉部 健康づくり課	保健福祉部 健康づくり課、子育てこやか部 子 育て支援課	事後	組織変更に伴う項目修正
令和5年6月15日	I-5 評価実施機関における 担当部署	健康づくり課長	健康づくり課長、子育て支援課長	事後	組織変更に伴う項目修正
令和5年6月15日	I-3 特定個人情報ファイルの 取扱いに関する問合せ	〒406-0031 山梨県富沢市石和町市部800番地 富沢市役所 保健福祉部健康づくり課 Ⅱ	〒406-0031 山梨県富沢市石和町市部800番 地	事後	組織変更に伴う項目修正
令和5年6月15日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年1月1日	事後	時点修正
令和5年6月15日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和3年9月1日時点	令和5年1月1日	事後	時点修正
令和7年2月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務②事務の概要	②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ・ワクチン接種記録システム(VRS)へ予防接種 対象者及び発行した接種券の登録を行う。 ・予防接種の実施後に接種記録等を登録、管 理し、他市区町村へ接種記録の 照会・提供を行 う。	②新型コロナウイルス感染症対策に係る予防接 種事務 ・令和6年9月30日時点で本市が管理していた情 報を、管理していた状態のまま保管する。 ・ワクチン接種記録システム(VRS)において、論 理的に区分された本市の領域において保管す る。 ※ワクチン接種記録システム(VRS)の機能停止 により、令和6年10月1日以降、市町村はワクチ ン接種記録システム(VRS)にアクセスすること はできない。	事後	特例臨時接種終了に伴う項目 修正
令和7年2月28日	I-1 特定個人情報ファイルを取 り扱う事務③システム名称	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名シ ステム、宛名システム、サービス探索・電子申請 機能、ワクチン接種記録システム(VRS)	健康管理システム、中間サーバー、統合宛名シ ステム、宛名システム、サービス探索・電子申請 機能	事後	特例臨時接種終了による項目 修正
令和7年2月28日	I-3 個人番号の利用	番号法第9条第1項(別表第一10の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(第5号)第10条 番号法第19条第16号(新型コロナウイルス感 染症対策に係る予防接種事務におけるワクチン接 種記録システムを用いた情報提供・照会のみ) 番号法第19条第6号(委託先への提供)	番号法第9条第1項(別表第一10の項) 番号法別表第一の主務省令で定める事務を定 める命令(第5号)第10条 番号法第19条第6号(委託先への提供)	事後	特例臨時接種終了による項目 修正
令和7年2月28日	II-1 対象人数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年2月28日	II-2 取扱者数 いつ時点の計数か	令和5年1月1日 時点	令和7年1月1日 時点	事後	時点修正
令和7年2月28日	II-3 重大事故	発生なし	発生あり	事後	記載項目変更
令和7年2月28日	IV-1 提出する特定個人情報保 護評価書の種類	基礎項目評価書	基礎項目評価書及び重点項目評価書	事後	記載項目変更
令和7年2月28日	IV-1 最も優先度が高いと考え られる対策	[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する。	[○] 全項目評価又は重点項目評価を実施す る。	事後	記載項目変更